

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称
水が育む環境にやさしいまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
青森県三沢市

3 地域再生計画の区域
三沢市の全域

4 地域再生計画の目標

三沢市は青森県の南東部に位置し、東は太平洋、西は小川原湖に臨んでいる。東西約11km、南北約25km、面積120.08km²の平坦地で、世界的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された「仏沼」を始めとする豊かな自然に恵まれている。

古くから馬産地として栄えた県南にあつて、三沢市域は江戸時代には藩政牧場の「木崎牧」に含まれ、人々は馬産や漁業に携わっていたが、太平洋戦争後に旧日本海軍飛行場が米軍三沢基地となり、大きく変貌した。

現在は、全国有数の航空施設がある大空のまちとして、人口42,226人(平成22年3月31日現在)に加え9千人弱の米軍人、軍属及びその家族が暮らし、異国情緒漂う国際都市として独自の発展を続けている。

近年、当市では人口は微減ながら、生活様式の変化から農業用排水路や河川などの水質汚濁に加え、地域の生活環境や農業及び水産業の生産に悪影響を及ぼしている。さらに、水道の水源として地下水を使用している当市の水質汚濁防止は急務とされている。

このため当市では、昭和63年度から污水处理施設の整備を進めており、平成7年10月に公共下水道の一部供用を開始、平成9年度からは新たに農業集落排水事業に着手し、現在までに三沢西部地区及び東部地区の2地区が供用開始しており、南部地区は平成24年4月の供用開始に向けて整備している。

また、平成5年度からは浄化槽設置整備事業も実施しており、公共下水道認可区域外及び農業集落排水事業区域外の污水处理施設としてさらなる普及促進に努めると共に、地域住民が安全に暮らせる生活環境づくりを進める。

しかし、これまで整備を進めてきたが、依然污水处理施設人口普及率は全国平均より低い状況であり、三沢市総合振興計画(平成20年度～平成29年度)の6つの基本方針の中の「生活に便利なまちづくり」の農村集落の環境整備の妨げになっている。

このため、污水处理施設の整備を推進し、水質保全を図ることにより、農業用水等及びこれらが流れ込む太平洋の水質を向上させ、安心安全な農作物及び水産物や水が育む様々な恩恵を享受するため、環境にやさしいまちづくりを目指す。

【目標数値】

- ・今後5年間で汚水処理施設（農業集落排水施設、浄化槽、公共下水道）を整備し、汚水処理人口普及率を現状の72.4%から81.4%に向上させる。
- ・現在生活雑排水が直接農業用排水路に流入している状況から、処理施設の供用開始後（平成24年4月予定）の水質をBOD（生物化学的酸素要求量）で200mg/Lから20mg/L以下とし、農業用排水路及びその先の太平洋の水質改善に寄与する。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

汚水処理施設整備交付金を活用し、生活環境の向上と共に、河川等の水質保全のため、農業集落排水施設及び浄化槽（個人設置型）を一体とした汚水処理施設の整備と処理区域の拡大並びに水洗化の普及促進を行う。

農業集落排水施設は、三沢南部地区を整備すると共に、浄化槽においては、公共下水道の認可区域外及び農業集落排水事業区域外を整備することにより、汚水処理人口普及率及び住居環境の向上を図り、地域住民が安全に暮らせる生活環境づくりを進める。

また、農業用排水路の整備を始め、農業及び水産業の生産性の向上、地域の児童・生徒を含む住民らによる河川等の清掃・環境教室などを展開し、環境保全に対する理解を深める。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

農業集落排水施設については、平成20年4月に、事業採択の通知を国より受けている。

整備箇所等については、別添の整備個所を示した図面による。

[事業主体]

- ・いずれも三沢市

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 三沢市三沢南部地区
- ・浄化槽（個人設置型） 三沢市全域（ただし、公共下水道認可区域、農業集落排水事業区域を除く。）

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成23年度～平成24年度

- ・浄化槽（個人設置型） 平成23年度～平成27年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 管路 910m等
処理人口 35人
- ・浄化槽（個人設置型） 設置数 15基
処理人口 60人

[事業費]

- ・農業集落排水施設
事業費 170,000千円（うち、交付金85,000千円）
- ・浄化槽（個人設置型）
事業費 6,615千円（うち、交付金 2,205千円）
- ・合計
事業費 176,615千円（うち、交付金87,205千円）

5-3 その他の事業

- ・公共下水道の整備（事業実施主体：市）
市街地を中心として、公共用水域の汚濁防止と市街地の浸水・滞水防止に努め、住みよい環境と魅力あるまちづくりを目的とした整備を行う。
- ・排水路整備（事業実施主体：市）
既存の農業用排水路を改修し、農業経営の安定化と維持管理の低減及び水害による防災機能と地域の水環境や生活環境の向上を図る。
- ・河川清掃等（事業実施主体：連合町内会、その他各団体）
連合町内会が主体となり、年2回（4月・10月）市内全域でクリーン大作戦を実施し、路上のゴミ拾いのほか、花壇・街路樹の手入れ、側溝の泥上げや農業用排水路の清掃等を市民が協力して行う。これにより、環境保全のほか地域の親睦を深めることにもつなげる。
また、世界規模で行われているアースディに合わせて、日米合同による三沢漁港のボランティア清掃を実施し、米軍人・市漁業協同組合員とその家族等により三沢漁港周辺のゴミを収集する。
この他にもNPO法人による自然観察会等を行う。
これらの取り組みに対し、市は共催及び後援により携わる。

6 計画期間

平成23年度～平成27年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

市では、担当課が行う自己評価、担当課以外の部署の参事級及び課長級職員が複数で自己評価を検証する内部評価、市民15人からなる行政改革推進委員により市民の視点から評価する外部評価で構成される事務事業評価を毎年実施しており、本計画についても評価・検討を行い、結果を公表する。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当無し